

## 熊本県CKD看護研究会 会則

### <総則>

第1条 本会は「熊本県CKD（chronic kidney disease:慢性腎臓病）看護研究会」と称する。

### <目的>

第2条 本会は、下記1)～6)の活動により、熊本県における腎不全看護全般の質の向上を図り、腎不全看護に主体的に取り組む看護師の育成に努め、腎不全看護分野での地域医療連携に寄与することを目的とする。

- 1) 透析医療における個別的ケアの実践と評価
- 2) 腎不全療法に関する知識と技術の習得
- 3) 安全かつ安楽な治療環境の提供
- 4) 患者の長期療養生活の効果的支援
- 5) 実践的モデルの提示と医療チームの指導
- 6) 臨床看護の質向上への主体的取り組み

### <事業>

第3条 本会の事業として研究会を開催する。

### <構成と会員>

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する看護に関わる者とする。

第5条 本会にはDLN部を置き、慢性腎臓病療養指導看護師（Dialysis Care and Management of Chronic Kidney Disease Leading Nurse：DLN）の資格を持った看護師で構成される。DLN部は研究会や勉強会を開催する。慢性腎臓病療養指導看護師の資格更新時には10,000円の支援を行う。

（DLNは、日本腎不全看護学会・日本透析医学会・日本腎臓学会・日本移植学会・日本泌尿器科学会・日本腹膜透析医学会の6学会認定の看護師で構成される。）

### <役員>

第6条 本会には以下の役員を置き、協力して会の運営、発展に努める。

代表：1名 副代表：2名 会員：若干名 会計：1名 会計監事：2名

### <運営>

第7条 役員は会員より選出される。

第8条 代表は本会の会務を総括する。

第9条 会員は本会を構成し会務を執行する。

第10条 本会は最高の意志決定機関とする。

第11条 本会は、会の運営方針、事業計画、会計報告、人事の承認、その他の基本方針について検討し決議を行う。

第12条 本会の議決は会員の2/3の出席をもって成立する。（委任状を含む）

可否同数の場合は議長が決定する。議長は代表が担当する。

第13条 会員より2名を選出して会計監事とする。会計監事は本会の収支決算を監査し、本会において報告する。

<研究会等>

第14条 本会は、原則として年1回行うものとする。代表は必要に応じて本会を臨時開催できる。または、文書により本会を開催することができる。

第15条 本会はその主旨に則り慢性腎臓病の看護に関する情報交換、研究発表、討議、医学その他の講演などを行う。

第16条 研究会の開催日・会場・講師等は本会にて決定する。

<会計及び会費>

第17条 本会の経費は年会費・参加費・その他をもってこれにあてる。

第18条 年会費は500円とし、参加費は本会にて協議の上定めるものとする。

研究会の参加費については必要に応じて徴収する。

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日から3月31日までとする。

<会計監事>

第20条 本会の収支決算は年1回作成し、会計監事の監査を経て本会にて報告の上、承認を受けなければならない。

<事務局と連絡先>

第21条 事務局は代表の所属施設に置き、会員名簿の整理、会費の管理等研究会の運営に必要な諸事務を行う。

第22条 本会の事務局は下記に置く。

熊本市東区長嶺南2丁目1号1番熊本赤十字病院 腎センター

TEL: 096 (384) 2111 FAX: 096 (384) 8874

<会則の変更>

第23条 会則の変更は本会で協議し変更することができる。

附則（施行細則）

(1) 役員の任期は3年間とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 本会則は令和2年4月1日から施行する。